

江井島中学校 P T A 規約

第一章 名称及び事務所

第一条 この会は江井島中学校 P T A と名づけ、事務所を同校内におく。

第二章 目的及び活動

第二条 この会は父母と教職員が協力して、家庭・学校・社会における生徒の健全な成長をはかることを目的とする。

第三条 この会は前条の目的をとげるために次の活動を行う。

- 1 家庭と学校との緊密な連絡によって生徒の健全な育成をはかる。
- 2 生徒の生活環境を整備することに努める。
- 3 よい父母、よい教職員となるように研修に努め、相互の親睦をはかる。

第三章 方 針

第四条 この会は教育を本旨とする民主的団体として、次の方針に従って活動する。

- 1 生徒の教育ならびに福祉のために活動するほかの団体および機関と協力する。
- 2 この会、またはこの会の役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。
- 3 特定の政党や宗教にかかわることなく、また、もっぱら営利を目的とするような行為は行わない。
- 4 学校の人事、その他専権事項には干渉しない。

第四章 会 員

第五条 この会の会員は次のとおりとする。

- 1 本校に在籍する生徒の保護者
- 2 本校の校長および教職員

第六条 この会の会員は、すべて平等の権利と義務をもつ。

第五章 会 計

第七条 この会の経費は、会費、その他の収入をもってあてる。

第八条 会費は生徒一人を単位として月 300 円を徴収する。ただし、特別の事情のある者については、理事会の承認を経て半減または免除することができる。

第九条 この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第十条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告し、承認を得なければならない。

第十一条 この会の会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。なお、P T A 会計から本校クラブ振興会に対し、適額を補助することができる。

第六章 役員

第十二条 この会の本部役員は次のとおりとする。

- 1 会長
- 2 副会長
- 3 会計
- 4 庶務（1名は学校職員）

第十三条 役員は会員の中から選出し、総会で承認を得る。

第十四条 役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

第十五条 会長はこの会を代表し会務を統括し、総会・理事会・部会・役員会を招集する。

第十六条 副会長は会長を補佐し、必要あるときはその職務を代行する。

第十七条 会計はこの会の会計事務を処理する。

第十八条 庶務は会長の指示に従い、会務全般の執行にあたる。

第十九条 会計監査は2名とし、総会で承認を得る。会計監査は年1回とし、また必要に応じてこれを行うことができる。会計監査の要求があれば、会長は臨時総会を招集しなければならない。

第二十条 この会の顧問として、前年度会長および有識者の中から理事会の承認を得て推薦された人をおく。

第七章 総会

第二十一条 総会は全会員によって構成され、この会の最高決議機関である。

第二十二条 総会は定期総会および臨時総会とする。定期総会は5月に開催する。臨時総会は会長が必要と認めたととき、および会員の10分の1以上の要求があったとき開催する。

第二十三条 総会の議決は出席者の過半数で決める。

第二十四条 規約の改廃は総会で決める。

第八章 理事会

第二十五条 理事会は、会長・副会長・会計・庶務・部長および学年代表のほか、校長・教頭およびクラブ振興会会長によって構成される。

第二十六条 理事会は総会につぐ決議機関であり、次の事項を決議する。

- 1 総会提出の議案作成に関すること。
- 2 総会決議事項の運営に関すること。
- 3 予算の補正追加執行に関すること。
- 4 緊急事項の処理に関すること。

第九章 役員会・部会

- 第二十七条 役員会は、学級および学校から選出した役員で構成する。
- 第二十八条 学級役員を若干名選出し、そのうちより各学年代表を選出する。代表は、学級および学年会員相互の意思疎通をはかり、本会の目的達成のため必要な活動を推進する。
- 第二十九条 本会の目的達成の徹底を期するため、次の部会を構成し活動を推進する。また各部の活動を統括し推進するために部長をおき、部長を補佐し必要あるときはその職務を代行するために副部長と庶務をおく。

- (部会) (1) 人権啓発部・・・会員の人権啓発に関すること。
(2) 広報部・・・会員・生徒への広報活動に関すること。
(3) 愛護部・・・生徒の親睦・福祉・愛護活動に関すること。
(4) 保体部・・・会員・生徒の体育保護に関すること。

付 則

- 1 この規約は、昭和63年5月14日より実施する。
- 2 この規約は、平成26年5月11日より実施する。
- 3 この規約は、令和元年5月11日より実施する。

慶 弔 規 約

- ・弔 P T A会員 5000 円
生徒 5000 円
- ・ T会員の餞別 1年 2000 円
- ・その他 その他特別の場合は役員会で協議する。